

高齢者用肺炎球菌予防接種

川西市・猪名川町

◇ 2 3 価肺炎球菌ワクチン

1. 病気の説明

肺炎球菌による肺炎は、成人肺炎の25～40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題になっています。

肺炎球菌は肺炎、中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎、骨膜炎などを起こす細菌の一つです。特に、高齢者の肺炎の約半数は、肺炎球菌が原因とされています。

2. 肺炎球菌ワクチン予防接種とは

高齢者の肺炎の中で、最も頻度の高い「肺炎球菌」という細菌感染を予防するワクチンです。肺炎球菌には、80以上の種類がありますが、肺炎球菌ワクチン接種により、そのうち23種類に対して免疫をつけることができます。接種により、肺炎球菌による肺炎の8割に効果があるといわれています。肺炎球菌ワクチンは、肺炎のすべてを予防するワクチンではありませんが、接種することによって、重症化防止などの効果が期待されます。

3. 肺炎球菌ワクチンの効果

肺炎球菌ワクチンの免疫効果は5年以上にわたって持続するといわれています。肺炎球菌に対する免疫ができると、肺炎にかかっても軽い症状ですむ効果があります。

※過去5年以内に接種を行ったことのある方で、再接種により注射部位の痛み、赤み、しこり等の副反応が、初回接種よりも頻度が高く、程度が強くと発現することがあります。したがって2回目の接種は5年以上あける必要がありますが、過去に1度でも接種したことのある方は法定での接種は対象外となります。

4. ワクチンの副反応

副反応として、注射部位の腫れや、痛み、熱感、発赤が5%以上認められます。筋肉痛、倦怠感、違和感、悪寒、頭痛、発熱などは、いずれも経度で2～3日で消失します。

5. 予防接種を受けることができない人

- 接種当日、明らかに発熱のある人。（一般的に、体温が37.5℃以上の場合を指します。）
- 重い急性疾患にかかっていることが明らかな人。
（急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もありますので、その日は見合わせるのが原則です。）
- このワクチンの成分またはジフテリアトキソイドによってアナフィラキシーを起こしたことがある人。
※「アナフィラキシー」というのは、通常、接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐（おうと）、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。
- その他、診察の結果、医師が接種不相当と判断した場合。

6. 予防接種を受ける前に医師とよく相談しなければならない人

- 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患のある方
- 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた方
- 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方

- 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方もしくは、近親者に先天性免疫不全症の人がいる方
- このワクチンの成分またはジフテリアトキソイドに対してアレルギーをおこすおそれのある方

7. ワクチン接種後の注意

- 接種後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐ連絡を取れるようにしておきましょう。
- 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察をうけてください。
- 接種後1週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや気分が悪くなった時などは医師にご相談ください。
- このワクチンの接種後、違う種類を接種する場合は、6日間以上の間隔をあける必要があります。
- 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴後は問題ありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすらないようにしましょう。
- 接種当日は激しい運動はさけてください。その他はいつも通りの生活で結構です。

8. 副反応が起こった場合

予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れた場合は、医師（医療機関）の診察を受けてください。

なお、副反応によって医療機関にかかった場合は、保険診療となります。

9. 予防接種による健康被害救済制度について

予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害を生じ、それが予防接種によるものと認定された場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度などに応じて、医療費、医療手当、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのか因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審査し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

◎予防接種についてのお問い合わせは、住所地の保健センターにご連絡ください。

川西市保健センター

〒666-0016 川西市中央町12番2号
TEL 072-758-4721
FAX 072-758-8705

猪名川町保健センター

〒666-0233 猪名川町紫合字北裏763番地
TEL 072-766-1000
FAX 072-766-4414